

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内



## 生活福祉資金貸付制度とは

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする国の制度です。

※審査がありますので、借入れまでには時間がかかります。また、審査結果によっては貸付けできない場合があります。

## 貸付対象世帯

資金の種類によって、対象となる世帯が異なります。  
ご注意ください。

- 低所得世帯  
世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸付けを他から受けることが困難である世帯
- 高齢者世帯  
65歳以上の高齢者のいる世帯
- 障害者世帯  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯

## 貸付対象とならない場合

- 暴力団員の属する世帯
- 他法、他制度（日本学生支援機構、母子・父子・寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等）の利用ができる世帯
- 既に生活福祉資金等を借り入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人
- 破産手続き中又は個人再生手続き中の方など

## 申込みにあたっての留意事項

- 世帯員全員の就労、就学、疾病、収入、負債状況等を詳しくお伺いします。
- 貸付けにあたっては世帯員全員の了承が必要です。
- 既に契約、発注、購入及び支払済みの経費、借金返済の借り換えは貸付対象になりません。
- 申込みから償還完了まで、市町村社会福祉協議会・民生委員が支援します。
- 申込みの際には、借入申込書のほか、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。



## 貸付の所得要件

次の所得額(月額平均)以下の世帯が対象です。

(単位：円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
高知市	130,000	200,000	280,000	360,000	410,000	470,000	520,000
高知市以外	110,000	170,000	240,000	310,000	350,000	400,000	450,000

所得額を確認するため市町村が発行する所得証明書の提出が必要です。

高齢者世帯については、70歳以上の方及び65歳以上の介護認定者（要介護・要支援）1人につき2万円を加算します。  
連帯保証人の所得基準は、月額に換算し13万円（高知市の1人世帯の低所得者基準額）を超える額とします。



# 貸付制度の種類と対象

2018年8月現在



※このパンフレットに記載されている事項以外にも資金ごとに条件等があります。

## 総合支援資金

失業者世帯等に対して、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間中の貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金。

※原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けることに同意していること。

### 生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用

貸付限度額：2人以上…月20万円以内  
単身…月15万円以内

貸付期間：原則3か月以内  
[最長12か月まで延長可]

据置期間：6か月以内  
償還期間：10年以内

### 住居入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

貸付限度額：40万円以内  
据置期間：6か月以内

生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内

償還期間：10年以内

### 一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難である費用

貸付限度額：60万円以内  
据置期間：6か月以内

生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内

償還期間：10年以内

※原則連帯保証人を必要としますが、ない場合でも貸付けできます。(連帯保証人あり無利子、なし年1.5%)

## 教育支援資金

低所得世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校に就学若しくは入学に際して必要な経費として貸付ける資金。日本学生支援機構の奨学金、他の教育資金が利用可能な場合は、これらを優先して活用すること。

※他の公的資金…母子・父子・寡婦福祉資金、介護福祉士修学資金、保育士修学資金など

### 教育支援費

授業料、学校納入費用、交通費等就学するのに必要な経費

貸付限度額：高校…月3.5万円以内  
高専…月6万円以内  
短大…月6万円以内  
大学…月6.5万円以内

学費が不足する場合は貸付限度額の1.5倍まで貸付けができます。

据置期間：卒業後6か月以内  
償還期間：20年以内

利率：無利子

連帯保証人：不要(ただし生計中心者が連帯借受人として必要)

### 就学支度費

入学金等で入学時に納入する経費、制服、靴等で学校の指定により入学時に一括して購入するものなど入学に際し必要な経費

貸付限度額：50万円以内  
据置期間：卒業後6か月以内

償還期間：20年以内  
利率：無利子

連帯保証人：不要(ただし生計中心者が連帯借受人として必要)



## 福祉資金

### 福祉費

日常生活を送るうえで、又は自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸付ける資金

据置期間：最終貸付日から6か月以内

利率：保証人あり…無利子  
保証人なし…年1.5%

連帯保証人：原則必要  
(ただし連帯保証人なしでも貸付けできます)



資金種別	対象世帯			貸付上限額の目安	償還期間
	低所得	障害者	高齢者		
生業費	○	○		460万円	20年以内
技能習得費	○	○		技能習得の期間 6か月程度130万円 1年程度220万円 2年程度400万円 3年程度580万円	8年以内
住宅の増改築	○	○	○	250万円	7年以内
福祉用具購入費		○	○	170万円	8年以内
障害者用自動車購入費		○		250万円	8年以内
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納	○			513.6万円	10年以内
負傷・疾病・療養費	○	○	○	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6か月以内で世帯の自立に必要なときは230万円	5年以内
介護サービス、障害者サービス費		○	○	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6か月以内で世帯の自立に必要なときは230万円	5年以内
災害を受けたことによる臨時費	○	○	○	150万円	7年以内
冠婚葬祭費	○	○	○	50万円	3年以内
住宅の移転費、給排水設置費	○	○	○	50万円	3年以内
就職、技能習得の支度費	○	○		50万円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内

### 緊急小口資金

低所得世帯が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸付ける資金

貸付限度額：10万円以内

据置期間：2か月以内

償還期間：12か月以内

利率：無利子

連帯保証人：不要

〈留意事項〉

生活保護受給中の方や、慢性的に生活費が不足している場合は貸付できません。原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること(生活保護支給までのつなぎ資金を除く)

- ア 医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- イ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- エ 会社からの解雇、休業等の収入源のため生活費が必要なとき
- オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- キ 関係機関等からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- ケ その他、やむを得ない事由があって緊急性、必要性が高いと認められるとき

## 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。

### 不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯で土地の評価額が1000万円以上であること

貸付限度額：土地評価額の7割以内、月30万円以内

利率：年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

連帯保証人：必要(推定相続人から1人)

### 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者世帯で居住用不動産評価額が500万円以上であること

貸付限度額：居住用不動産評価額の7割以内

利率：年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

連帯保証人：不要



# 生活福祉資金利用の相談・申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会へ

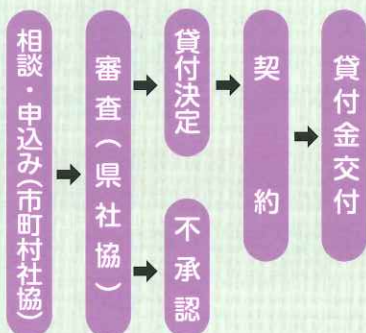
●あなたのまちの相談窓口●

## 高知県内市町村社会福祉協議会一覧

社協名	住所電話番号	電話番号
高知市社協	高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル3階	088-856-5539
室戸市社協	室戸市領家87 室戸市デイサービスセンター内	0887-22-1348
安芸市社協	安芸市寿町2-8 総合社会福祉センター内	0887-35-2915
香南市社協	香南市野市町西野534-1 のいちふれあいセンター内	0887-50-6666
香美市社協	(本所)香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子内	0887-53-2877
	(香北支所)香美市香北町葦生野336-1 保健福祉センター内	0887-59-2140
	(物部支所)香美市物部町大栃878-3	0887-58-3098
南国市社協	南国市日吉町2丁目3-28 社会福祉センター内	088-863-4444
土佐市社協	土佐市高岡町乙3519-1	088-852-2145
須崎市社協	須崎市山手町1-7 総合保健福祉センター内	0889-42-0736
四万十市社協	(本所)四万十市右山五月町8-3 社会福祉センター内	0880-35-3011
	(西土佐支所)四万十市西土佐用井1110-31 総合福祉センター内	0880-31-6111
宿毛市社協	宿毛市高砂4-56 総合社会福祉センター内	0880-65-7665
土佐清水市社協	土佐清水市寿町11-9 社会福祉センター内	0880-82-3500
東洋町社協	安芸郡東洋町大字生見756-8 地域福祉センター内	0887-29-3144
奈半利町社協	安芸郡奈半利町乙1269-1 保健福祉センター内	0887-38-7346
田野町社協	安芸郡田野町1828-4 老人福祉センター内	0887-38-5325
安田町社協	安芸郡安田町大字西島40-2 保健センター内	0887-38-5500
北川村社協	安芸郡北川村野友甲710-2 総合保健福祉センター内	0887-38-6895
馬路村社協	安芸郡馬路村大字馬路407-1 デイサービスセンター内	0887-42-1020
芸西村社協	安芸郡芸西村和食甲1290 老人福祉センター内	0887-32-2211
本山町社協	長岡郡本山町本山1041 社会福祉会館内	0887-76-2312
大豊町社協	長岡郡大豊町黒石345-7 総合ふれあいセンター内	0887-73-1200
土佐町社協	土佐郡土佐町土居206 保健福祉センター内	0887-82-1067
大川村社協	土佐郡大川村小松78-6 総合福祉センター内	0887-84-2361
いの町社協	(本所)吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野内	088-892-0515
	(吾北支所)吾川郡いの町下八川甲348-1	088-867-2820
	(本川支所)吾川郡いの町長沢254-10 福祉センター内	088-869-2071
仁淀川町社協	(本所)吾川郡仁淀川町大崎264-8	0889-35-0207
	(池川支所)吾川郡仁淀川町土居甲921-1 池川保健センター内	0889-34-2235
	(仁淀支所)吾川郡仁淀川町長者乙2435 せいらん荘内	0889-32-2238
佐川町社協	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ内	0889-22-1510
越知町社協	高岡郡越知町越知甲2457 保健福祉センター内	0889-26-1149
日高村社協	高岡郡日高村沖名5 社会福祉センター内	0889-24-5310
中土佐町社協	(本所)高岡郡中土佐町久礼52-2	0889-52-2058
	(大野見支所)高岡郡中土佐町大野見吉野234	0889-57-2217
しまんと町社協	(本所)高岡郡四万十町茂串甲11-30 社会福祉センター内	0880-22-1195
	(大正支所)高岡郡四万十町大正32-1 老人福祉センター内	0880-27-1177
	(十和支所)高岡郡四万十町昭和470-6 高齢者生活福祉センター内	0880-28-5331
梶原町社協	高岡郡梶原町川西路2321-1	0889-65-1235
津野町社協	(本所)高岡郡津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター内	0889-55-2115
	(西支所)高岡郡津野町芳生野甲111 老人福祉センター内	0889-62-2224
黒潮町社協	(本所)幡多郡黒潮町入野2017-1 保健福祉センター内	0880-43-2835
	(佐賀支所)幡多郡黒潮町佐賀1080-1	0880-55-3371
大月町社協	幡多郡大月町銚土603	0880-73-1119
三原村社協	幡多郡三原村来栖野479-1 総合保健センター内	0880-46-3003

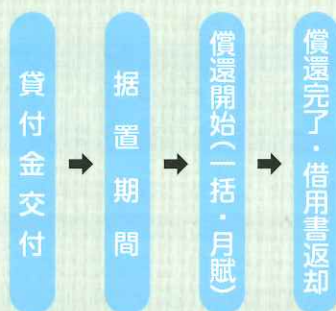
## 貸付けまでの流れ

- 相談、申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会が窓口になります。  
本人が直接ご相談ください。  
(代理等による相談はお受けしません)
- 審査結果によっては、貸付けできない場合があります。



## 償還について

- 償還は据置期間後、償還計画に基づき口座振替又は払込通知票により償還していただきます。
- 定められた償還期限までに返済がなかった場合は、残元金に対して延滞利子(年5%)が発生します。



## 個人情報の取扱いについて

社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業の利用に際して得た個人情報を「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規則に基づき、事業担当者が利用目的の範囲に限り利用します。事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえご利用ください。

## 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

<http://www.kochiken-shakyo.or.jp>

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

電話 088-844-4600 FAX 088-844-3852